

令和5年度 第2回藤枝市子ども・子育て会議 議事録

日 時：令和5年10月16日（月） 午後2時00分～3時00分

場 所：藤枝市役所 庁舎別棟第1会議室

出席委員：永田委員長 井原副委員長 山下委員 高山委員 内藤委員 小澤委員 藤田委員
田村委員 山田委員 大津委員 石田委員

議 事：（1）第2期ふじえだ子ども・子育てスマイルプラン21の中間見直しについて

事務局から資料について説明

委 員 長：このことについて、皆様のご意見等をいただきたい。

委 員：認定こども園化された施設は、現計画に載せる必要があるのか。

事 務 局：認可保育所2園が認定こども園化に向けて、今動いている状況にある。実際、書類はまだ出てきてはいないが、市に書類が提出され次第、市から県に進達する。その後、市と県とのやり取りが大体令和6年2月ぐらいまで続き、県から認可され次第、令和6年3月の子ども・子育て会議でお諮りする予定のため、今現在、この計画上には数字は載っていない。

委 員：認可される前に名前が変わったということか。

事 務 局：来年度の入園申請もあることから、事前に認定こども園化の動きがあることをお知らせするためにもパンフレット上で名前を変えさせていただき、種別も認可保育所から認定こども園になる予定であることを記載させていただいた。

委 員 長：他にあるか。

委 員：仮に中間見直しを実施するとした場合、何年度分を見直すことになるのか。最終年か。

事 務 局：令和6年度分を見直すことになる。

委 員：見直ししているうちに、令和6年度に次期計画の策定が始まってしまい、タイムスケジュール的にもやれるような感じではないと思われる。

委 員 長：他にあるか。

その他に意見等は無いようなので本件について、ご承認をいただくということによろしいか。

委員一同：異議なし。

議 事：（2）（仮称）藤枝市こども基本条例の素案について

事務局が資料について説明

委 員 長：ご意見、ご質問があれば、ご発言をお願いしたい。

委 員：条例を策定するにあたり市内の小・中学校等にもアンケートを実施されたとのことだが、具体的にはどのように反映されたのか。

事 務 局：まず、ヒアリング等で統計が取れないような自由意見につきましては、キーワードを拾い出し、その内容を条例の素案の前文や条文に反映させている。具体的には、「大人になっても藤枝市に住み続けたいですか」という設問に対する意見として多かった「安心・安全だから、生まれ育った場所だから、豊かな自然があって住みやすいから」といった意見を前文に反映させている。その他に、「こどもの権利を守るために大人にできることは何ですか。」という設問に対してキーワードとしてあがった「こどもの気持ちを受け止める、大人の余裕を持つ

た生活環境が必要である」といった意見については、第 11 条に反映させている。

委員 長：他にあるか。

委員：この条例案の基になるものが、6月のこども未来戦略方針で国から示されているのか。それに対し、こどもの意見を反映させ、藤枝市独自の条例にしているのか。

事務局：この条例は、特に国からつくるよう指示されたり、努力義務が課せられているものではなく、各市町でそれぞれが設置している状況にある。また、こども未来戦略方針の中に示されていない。ただ、令和5年4月施行のこども基本法の中では、こども計画というものを県も市町も策定することが努力義務になっており、本市の場合は、こども計画を策定するに当たっての指針となる条例を、まずは今年度に策定し、こども計画は来年度以降に策定する。

委員 長：条例案の中に保護者の責務とあるが、今までこういった保護者の責務を藤枝市の中で取り入れていたことがあるか。今回取り入れたものか。

事務局：保護者の責務について、今までこども施策において、具体的に掲げたことはない。様々な虐待や世間をにぎわすニュースがある中で、保護者の責務について当たり前のことをここに記してある。それはやはり、一部ではあるができていない保護者も存在するため、こういった姿勢を責務として示している。

委員 長：保護者の責務は、こども家庭庁が今推進しているところだが、藤枝市として、保護者の責務を考えてもらうための制度又は支援策などを検討しているか。

事務局：こどもを取り巻く問題、特に虐待などは、保護者が不安や困りごと、その他色々な課題を抱えながら生活する中で、起きてしまっている。そのため、義務だけを保護者等に課すだけでなく、行政もそこに対してしっかり支援を入れ、その支援を入れるにあたって、保護者にも支援が必要な理由や必要な支援内容を説明させていただく中で、進める必要がある。今年度、国ではこども家庭庁が設置され、来年度、各自治体にはこども家庭センターが設置される。本市においては、既に今年度4月からこども家庭センターを設置し、今まで以上に妊娠期から子育て、そして若者まで切れ目がない支援を推進しているが、行政と同じ方向を当事者である保護者にも向いてもらうことが大切である。そういったことから、行政、保護者や学校等の責任について改めて整理する中で、皆さんが意識し、本当にこどもを守っていくという意識をまずは植え付けるといった重要な部分でも考えている。また、支援内容についても、今、様々な部分を拡大しているので、しっかり周知し、そしてしっかり繋がるよう、保護者と一緒に連携してやっていきたい。

委員 長：ありがとうございます。第 13 条の健やかな成長の支援、第 14 条の切れ目のない包括的な支援の部分だと思いますので、お願いしたい。

他にあるか。

委員：第 8 条第 1 項で、連携、協働する先として関係機関が出てこないが、何か理由はあるか。次に、第 20 条第 2 項ではこどもに関する施策に対して、こどもが参画するという前向きな表現が使われてるが、同条第 1 項では社会に参加するという少し参画に比べると若干ニュアンスがトーンダウンしている。この使い分けはどのようにしているか。それと同条第 2 項参加する機会を確保するものとするとの規定になっているが、具体的にどのように参画する機会を確保することを考えているか。3 点目として、第 25 条における子ども・子育て会議の役割において、こどもに関する施策の推進状況について評価・検証までは子ども・子育て会議で行うことはよいが、その結果の公表を子ども・子育て会議の役割としてしまうことは、子ども・

子育て会議自体が市の執行機関の附属機関という建前上、好ましくないのではないかと思う。そのため、市と子ども・子育て会議、執行機関と附属機関の役割分担がわかるような書き方が良いのではないか。

事務局：まず、1点目の第8条第1項の関係機関を盛り込むかについては、検討させていただきます。2点目、第20条第1項と第2項を比較した場合、第2項の方が表現が強いイメージを受けるとの意見がありましたが、第2項における子どもに関する施策については、子ども基本法の第11条の中で子どもの意見を聴くことが義務化されているため、それに倣って第2項では「参画する機会を確保するものとする」という表現になっている。また、第20条第2項の参画する機会の確保については、現時点では詳細までは未定だが、ファシリテーター等を配置し、子どもが意見を言いやすい環境を整えながら、子ども会議や学習会等を進めていきたいと考えている。3点目、第25条の結果の公表については、市で公表することを想定しているため、修正させていただく。

委員長：他にあるか。

委員：第7条第2項及び第9条2項では、「子どもが自らの権利を理解し」としており、子ども自らがよりわかっている状態を表しているため、前文の「子ども自身がこれらの権利を知り、」については、「子ども自身がこれらの権利を理解し、」にした方が良いのではないか。

事務局：前文を修正します。

委員長：他にあるか。

委員長：第9条第3項にある「成功や失敗その他」の部分について、他に別の書き方がないか。

委員：確かに成功と失敗だけに分けられるわけではないと思う。

事務局：「成功や失敗その他」ではなく、「子どもが様々な経験を通して」としてはどうか。

委員長：それが良いと思う。他に意見はあるか。他に意見が無いようですので、本件については、委員の皆様からいただいた意見を整理して、ご承認をいただくということでよろしいか。

委員一同：異議なし。

議 事：(3) 特定地域型保育事業の認可・確認について

事務局が資料について説明

委員長：このことについて、皆様のご意見等をいただきたい。

委員：古民家保育園かえるの家には、今、1歳で保育されている子どもが何人いるか。例えば、今1歳が8人で保育しているとすると、来年2歳になった時、利用定員が3人になるので5人弾き出されてしまう。その5人はどうなるか。

事務局：利用定員の設定については、認可上、3人、8人、8人の19人だが、申請が保護者からあり、園であと何人保育出来るかは、0・1・2歳児で配置基準は違うが、この設定どおりに保育をしているわけではなく、若干のずれが生じている。そのため、例えば、0歳が今5人いた場合には、1・2歳が7人ずつというかたちで19人の定員を保っており、そこを平準化しないと確かに委員のおっしゃるとおりとなる。その人たちが溢れてしまうと不利益が生じてしまうので、卒園まではその人数で行っていただくようなかたちを想定している。その理由で退園してくださいとか、そのようなことがないように進めていく。

委員：人の配置が大変かなと感じる。

委員長：3歳以上の子どもを入れるということは、小さい子と一緒に小さな部屋で預かることになり、

リスクがあるのではないか。安全面の配慮が必要にならないか。

事務局：小さな子が昼寝をする中、大きい子が別で活動するという形の場合、区切りをしっかりとする必要があります。そうでなければ、職員配置が煩雑になってしまうため、それが可能となって初めてできるものとなる。

委員：3歳以上は幼稚園があるため入りやすいが、これだと0・1・2歳児の枠が減ってしまうのではないか。現状においても入園申込みの際に、兄弟と同じ園に入りたいと思っても別々の園になってしまう可能性がある旨を伝えられるため、エリア的なことも考慮してもらいたい。

事務局：確かに若干減少してしまうが、全体の枠で見ると大きく減ってしまうということにはならない。また、委員のおっしゃるとおり、兄弟については同じ園の方が保護者の負担は少ないため、加点等によりなるべく同じ園に入れるよう配慮はしているが、1,000人近い利用調整を行う中では、必ずしも同じ園になると明言できない。

委員長：他にあるか。

その他に意見等はないようですので、本件について、ご承認をいただくということによろしいか。

委員一同：異議なし。

報告事項

なし。

(午後3時00分議事終了)